

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の重要な変更に係る再実施について

1 概 要

- ・ 社会保障・税番号制度においては、特定個人情報の不正追跡・突合・財産その他の被害等への懸念に対して、個人情報保護委員会による監視・監督その他の制度上の保護措置を定めるとともに、特定個人情報の提供には原則として情報提供ネットワークシステムを使用する等システム上の安全措置を講じることとされています。
- ・ このような社会保障・税番号制度の枠組みの下での制度上の保護措置の一つに特定個人情報保護評価があり、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護しています。

【参考】特定個人情報保護評価指針の解説（以下「指針の解説」とします。） 1 ページ～17 ページ

- ・ 特定個人情報保護評価には、しきい値判断により基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価があり、原則として全て公表することとされています。特に全項目評価については、住民等の意見聴取（パブリックコメント）及び第三者点検（個人情報保護審議会の点検）を行ったうえで公表します。

【参考】指針の解説 76 ページ～91 ページ

- ・ 評価実施機関（柏市長）は、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施するものとされています。

【参考】指針の解説 105 ページ～118 ページ

2 根 拠

- ・ 平成26年特定個人情報保護委員会規則第11条
- ・ 特定個人情報保護評価指針第6の2（1）～（3）

3 対 象

- (1) 住民基本台帳に関する事務（担当部署：市民生活部市民課）
変更内容：委託に係る記載事項の追加

(2) 予防接種に関する事務（担当部署：保健所健康増進課）

変更内容：しきい値判断の結果により，全項目評価書の作成が必要となったため，新規で作成をしたもの

4 パブリックコメントの実施状況

- ・ 令和４年１月２０日から２月２１日まで（３３日間）
- ・ 閲覧可能場所を市ホームページ，行政資料室（本庁舎１階），行政資料コーナー（沼南庁舎１階），駅前行政サービスセンター，富勢出張所，近隣センター（市内２３か所）及び行政課窓口として実施中

5 今後の予定

- ・ 令和４年２月２８日・・・第三者点検（個人情報保護審議会の点検）
※ 諮問・答申
- ・ 令和４年３月中・・・・・・・・・・必要に応じて評価書を修正
→個人情報保護委員会に評価書を提出
→評価書を公表

6 配付資料

- (1) 特定個人情報保護評価書（市民課）【資料１】
- (2) 特定個人情報保護評価書（健康増進課）【資料２】
- (3) 特定個人情報保護評価指針の解説（令和４年１月１１日最終改正・個人情報保護委員会）【資料３】
- (4) 平成２６年特定個人情報保護委員会規則【資料４】
- (5) 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）〔審査の観点及び審査の観点における主な考慮事項〕【資料５】